

板橋区民生・児童委員協力員事業実施要綱

(平成20年9月11日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、東京都民生・児童委員協力員事業実施要綱（平成19年10月1日付19福保生地第977号）に基づき、都知事が委嘱する民生・児童委員協力員（以下「協力員」という）に対し、板橋区（以下「区」という。）が依頼する業務の内容その他必要な事項について定めるとともに、本事業の推進をもって区の地域福祉の向上を図ることを目的とする。

(業務)

第2条 協力員の業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 区が民生・児童委員に依頼する高齢者福祉施策業務の補助
- (2) 新任民生・児童委員の支援
- (3) 主任児童委員の補助
- (4) 区が行う児童及び生徒の安全対策事業への参加及び協力
- (5) 地域福祉に関する行事への参加及び協力
- (6) その他、地区民生・児童委員協議会会長が必要と認める業務

(責務)

第3条 協力員は、区長が交付する業務依頼書に基づき、各地区民生・児童委員協議会会長の指導のもとに活動する。

2 協力員は、業務を行うに当たっては、区及び各地区民生・児童委員協議会との連携を図るため、原則として地区民生・児童委員協議会に参加するものとする。

(任期)

第4条 協力員の任期は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、補欠の協力員の任期は、前任者の残任期間とする。

(候補者の推薦)

第5条 協力員の推薦については、地区民生・児童委員協議会から選出された候補者を区民生・児童委員会長協議会の議を経て、区長が都知事に推薦する。

(解嘱)

第6条 区長は、協力員が自己の都合により辞退を申し出たときのほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、東京都知事に具申し、解嘱の手続きができるものとする。

- (1) 業務の遂行に支障があり、活動が困難となった場合
- (2) 業務を著しく怠り、又は業務上の義務に違反した場合

(3) 民生・児童委員の及び協力員の活動を妨げ、又は信用を失墜させるような非行があった場合

(配置数)

第7条 協力員の各地区民生・児童委員協議会ごとの配置数は、一地区あたり3名以内とし、区民生・児童委員会長協議会と協議のうえ、区長が決定する。

(活動費)

第8条 協力員には、都知事が定める支給基準により活動費を支給する。

(研修)

第9条 区長は、協力員がその業務を適切に遂行できるよう必要な研修を行うものとする。

(個人情報保護)

第10条 協力員は、区長が承認した場合を除き、その活動において知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。協力員でなくなった後においても、同様とする。

2 協力員は、業務を遂行するにあたり個人情報を取り扱う場合には、東京都板橋区個人情報保護条例（平成8年板橋区条例第25号）及び東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）の趣旨に則り、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(民生・児童委員協力員証の携帯)

第11条 協力員は、その活動にあたっては、区長が発行する東京都民生・児童委員協力員証（別記様式1）を常に携帯し、関係人の請求があった場合はこれを提示しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、板橋区民生・児童委員協議会と協議のうえ、福祉部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成20年10月1日から施行する。
- 2 平成20年度における協力員の任期については、第4条の規定にかかわらず委嘱日から平成21年3月31日までとする。
- 3 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別記様式 1

民生・児童委員協力員証

(表面)

第	号	東京都民生・児童委員協力員証	
写真	氏名	氏名	
	生年月日	生年月日	
	住所	住所	
上記の者は、東京都知事から民生・児童委員協力員の委嘱を受け、本職により業務を依頼された者であることを証明します。			
委嘱期間	年 月 日から	印	
	年 月 日まで		
東京都板橋区長			

(裏面)

注 意	
1	民生・児童委員協力員として活動中は常に携帯すること。
2	他人への貸与又は譲渡又は記載事項の改ざんをしないこと。
3	紛失したとき、又は記載事項に変更があったときは、直ちに区長に届出て、再交付を受けること。
4	任期満了等により、民生・児童委員協力員でなくなったときは、遅滞なく区長に返納すること。
5	有効期間は表記のとおり。